

こども園・保育所・幼稚園

入所申込みについて



※平成28年1月1日よりマイナンバー制度がスタートしました。

申込書の提出は役場子育て支援課までお越しください。

世帯全員分の個人番号カード（写真付）若しくは通知カードが必要になります。

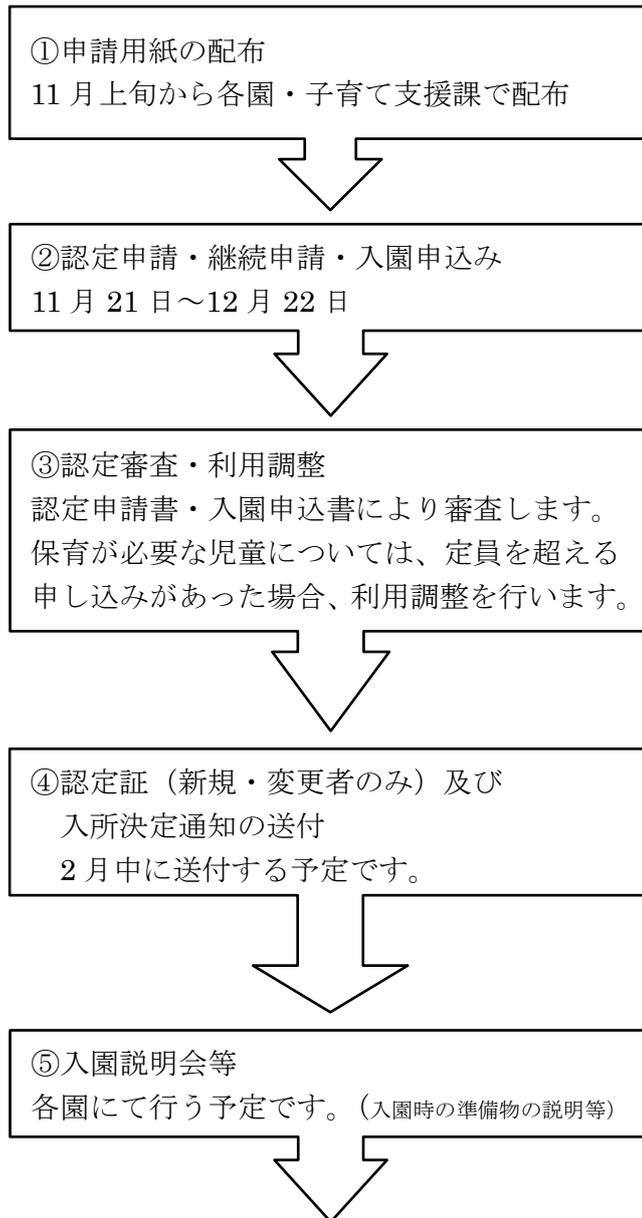
また、窓口に来る方の個人番号カード（写真付）若しくは通知カード＋免許証等が

必要になります。

九重町

利用手続きの流れ

◇29年度入所



入園

■ 入所の審査について

○定員以上の申し込みがあった場合、指数の高い児童から入所となります。継続の場合でも、指数が低い場合は入所できないことがあります。

○就労証明書に不備がある場合は、支給認定の審査ができず、入所できなくなることがありますので、必ず記入漏れ等がないか確認のうえ、期限内に提出してください。

平成 27 年度から利用申請の手続きが変わりました

幼稚園や保育園や認定こども園を利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた **支給認定** を受ける必要があります。認定結果に応じた「**認定証**」を発行します。

○ 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園*1、認定こども園*2
2号認定 (満3歳以上・保育)	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育)	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 家庭的保育事業、小規模保育事業等

*1・・・幼稚園では園ごとに受入年齢が異なります。入園を希望する園にご確認ください。

*2・・・九重町内のこども園では年度はじめ時点の年齢が3～5歳の児童の受け入れができます。

○ 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに

「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

保育標準時間・・・1日あたり最長 11 時間

保育短時間・・・1日あたり最長 8 時間

保護者の就労形態		保育時間
保護者①	保護者②	
ひとり親	- (いない)	標準時間
フルタイム	フルタイム	標準時間
	パートタイム (120 時間以上)	標準時間
	パートタイム (48～120 時間未満)	短時間
	パートタイム (48 時間未満)	保育必要なし
	専業主夫 (妻)	保育必要なし

ひとり親、両親ともにフルタイム若しくは、パートタイムで月 120 時間以上勤務の場合は保育標準時間となる。

両親のどちらか一方が月120時間以上勤務でもう一方が月48時間～120時間未満、若しくは双方が月48時間～120時間未満のパートタイムの場合は、保育短時間となる。
 (勤務時間帯によっては標準時間に変更となる場合もある。)

→就労の終わる時間が16時以降で月10日以上の場合は標準時間でも可能。

月48時間未満勤務の方や、専業主夫(婦)、無業の場合は、保育利用はできない。

*3歳以上であれば教育標準時間〔1号〕認定となる。

○ 保育を必要とする子どもとは？

保護者が就労している場合(家事や育児は含みません)、保護者が病気、または心身に障がいがある場合、保護者が長期にわたり、病人や心身障がい者等の介護をしている場合、保護者が出産する場合等となります。 ※ 集団生活を経験させたいなどの理由は該当しません

○ 認定区分ごとの利用時間枠

	7:30	8:00	8:30	14:00	16:00	18:30
3歳～5歳						
1号認定(教育標準時間)		受入時間	標準的な教育時間	一時預かり		
2号認定(保育短時間)		保育時間	標準的な教育時間	保育時間	延長保育	
2号認定(保育標準時間)	最大利用枠	保育時間	標準的な教育時間	保育時間	最大利用枠	
0歳～2歳						
3号認定(保育短時間)	延長保育		保育時間			延長保育
3号認定(保育標準時間)	最大利用枠	保育時間			最大利用枠	

○ 認定証の有効期間について

3歳～5歳のお子さん：卒園予定年度の3月31日まで

0歳～2歳のお子さん：3歳になる日の前々日(3号認定ではなくなるため)

※3歳になりましたら、また新たに認定証をお送りいたします。

また、雇用期限のある方は、期限から3か月となっております。

雇用継続が無の場合は、期限内に新しい就労証明書を提出してください。

雇用継続が有の場合は、こちらから事業主に継続確認を行い、期間延長を行います。



■ 認定申請・入園申込みに必要なもの

対象者		提出書類	備考
申込者全員		<input type="checkbox"/> 税務資料の開示（閲覧）に関する同意書 <input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書及び認定こども園・保育所・幼稚園入園申込書（兼保育児童台帳） ※下記はいずれか一つ <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写真のついた者） <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード＋写真のついた身分証明書	印鑑の押し忘れがないか確認してください。
保育を必要とする方	町内の園	<input type="checkbox"/> 就労証明書（父・母）	記入漏れがないか確認してください。
	町外の園	<input type="checkbox"/> 就労証明書（父・母・同居の祖父母）	
	出産（予定）	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）	
	障がい・介護	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・精神障害者手帳等の写し	
	病 気	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（保育が出来ない理由と治癒見込期間を記入しているもの）	
	災 害	<input type="checkbox"/> 罹災証明	
平成28年1月2日以後に町外から転入された方（右のいずれか一つ）		<input type="checkbox"/> 平成28年度市（町・村）民税所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 平成28年度市（町・村）民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> 平成28年度市（町・村）民税特別徴収税額の決定・変更通知の写し <input type="checkbox"/> 平成28年度市（町・村）民税納税通知書の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	
除去食がある方		<input type="checkbox"/> 医師の診断書	

◆就労証明書

保育を必要とするお子さんのみ添付が必要です。

保育を利用したいお子さんの父・母の分が必要です。また、九重町外の施設（事業者）の利用を希望されるかたは、父・母のほかに同居の祖父母の就労証明書も必要となります。（世帯分離していても、住所が同じ場合は必要です。）

お勤めの方・・・保護者記入欄に保育を必要とする児童の氏名、生年月日を記入の上、勤務先に提出し、必要事項の記入と証明をもらってください。

農業・自営業の方・・・「就労証明〔農業・自営業証明〕」に必要事項を記入の上、お住まいの地区の民生児童委員に証明をもらってください。

お勤め先に就労証明書を提出し、証明をもらい手元に戻るまでに、1～2週間程度かかる事業所もあります。受付期間に間に合うように、お勤め先に早めに依頼をお願いします。

■ 申込書について

提出書類は以下の点に注意し、黒又は青のボールペンで記入してください。鉛筆不可。
フリクションボールペンは文字が消えてしまうので使用しないでください。

◆施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書及び

認定こども園・保育所・幼稚園入園申込書（兼保育児童台帳）【別紙記入例参照】
それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「保護者」欄は、住所・行政区・氏名・連絡先を記入の上、名前の横に捺印してください。
緊急時の連絡先は携帯電話や、勤務先等を記入してください。
2. 「申請に係る小学校就学前子ども」欄は、氏名にふりがなを付し、生年月日、平成29年4月1日現在の満年齢を記入し、性別は該当するほうを○で囲んでください。
3. 「障がい者手帳の有無」の欄は、申請児童にかかる障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するほうを○で囲んでください。
4. アレルギーや除去食がある場合には記入をしてください。（たとえば、アレルギー：「うるし」「稲」「杉」等、除去食：「小麦」「たまご」「牛乳」「えび」等）
5. 減免の判定に用いますので、「第○子」欄を記入し、「3歳未満」に該当する場合は☑を入れてください。
6. 「認定者番号」欄は、申請児童がすでに施設型給付費・地域型保育給付費の支給を受けている場合は、当該児童にかかる認定者番号を記入してください。
7. 「保育の希望の有無」欄は、該当するほうに○をつけてください。
なお、幼稚園等と一時預かりの組み合わせを毎日使う場合は「有」に○をしてください。
8. 「①世帯の状況」欄は、申請児童本人以外の同居する家族について記入してください。児童の保護者、兄弟姉妹、祖父母の順に記入をしてください。世帯分離をしている場合でも、住所が同じ場合は、祖父母等を記入してください。
9. 「生活保護の適用」「ひとり親」「在宅障害児（者）」欄は該当する方に☑をいれてください。
10. 「②利用を希望する期間、希望する施設（事業所）名」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。また、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入してください。
11. 「③保育の利用を必要とする理由等」の欄は、7.「保育の希望の有無」欄で、「有」を○で囲んだ場合にのみ、記入をしてください。保育の認定基準は下記に掲げるような場合です。該当するところに☑を入れ、具体的な状況を記入してください。また、施設（事業所）の利用について希望する曜日と時間帯を記入してください。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と児童が別居している場合には、児童の面倒をみている者）が次のいずれかにある場合です。	
1. 就労等（家庭外労働）	保護者が家庭の外で仕事をしており、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）	保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をしており、その児童の保育ができない場合
2. 妊娠・出産	保護者が出産の前後（産前3か月、産後6か月*）のため、その児童の保育ができない場合
3. 疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合
4. 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害がある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
5. 災害復旧	火災や、風水害、地震などにより、その家庭を失ったり、破損のため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
6. 求職活動	児童の親が求職活動を行っているため、その児童の保育ができない場合 【90日以内に就労が決定しない場合は退園となります】
7. 就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
8. その他	親のいない家庭、企業準備のため等

*・・・産前・産後は九重町内の施設を利用する場合のみです。町外の場合は、その市町村の基準となりますので、各市町村にご確認ください。

12. 「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、記載内容を確認のうえ、署名・捺印してください。

（留意事項）

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

が、ありますので予めご承知ください。

○ 1号認定（3歳～5歳）

■教育時間：8時30分～14時00分 ※8時00分から登園できます。

■休園日：土曜日、日曜日、国民の休日、夏休み、冬休み、春休み

■わんぱくクラブ（在園児の一時預かり）の利用

開園日の14時00分～18時30分は、1日500円で利用ができます。

休園日のうち、土曜日・夏休み・冬休み（12月29日～1月3日除く）

・春休みは、1日1,200円で利用ができます。

■利用者負担額

階層区分		月額	月額 (ひとり親等)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	2,300円	0円
3	町民税所得割 77,100円以下	4,800円	1,900円
4	町民税所得割 211,200円以下		4,800円
5	町民税所得割 211,201円以上		

※月額は、年額を12か月で割った額となりますので、夏休み等長期のお休みの場合も請求書をお送りします。納付をお願いします。

※給食費が別途必要です。

ひとり親等・・・ひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯

■減免

*2人以上のお子さんがある世帯の減免（第1階層を除く）

(1) 第2階層・第3階層の世帯

（兄弟姉妹の数は保護者が監護し生計が同一の子ども等）

・・・第2子は上記の表の月額の「半額」、第3以降は「無料」となります。

(2) 第3階層で「ひとり親等」の世帯

（兄弟姉妹の数は保護者が監護し生計が同一の子ども等）

・・・第2子以降は「無料」となります。

(3) 上記以外の世帯

（兄弟姉妹の数は保護者が監護する小学3年生までの子ども）

・・・第2子は上記の表の月額の「半額」、第3子以降は「無料」となります。

○ 2号認定（3歳～5歳）・3号認定（0歳～2歳） 保育短時間

■保護者の就労や、病気療養等で、家庭での保育が困難な方が対象

■保育時間：8時00分～16時00分

■休園日：日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）

■トワイライト保育（在園児の延長保育）の利用

開園日の16時00分～18時30分は、1日100円で利用ができます。

■利用者負担額

	階層区分	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	町民税非課税世帯	0円	0円
2-2	町民税非課税世帯	6,000円	6,000円
3-1	所得割課税額 48,600円未満	5,500円	5,500円
3-2	所得割課税額 48,600円未満	12,000円	12,000円
4-1	所得割課税額 77,101円未満	10,500円	10,500円
4-2	所得割課税額 97,000円未満	21,000円	21,000円
5	所得割課税額 169,000円未満	28,000円	32,000円
6	所得割課税額 301,000円未満	28,000円	48,000円
7	所得割課税額 397,000円未満	28,000円	58,000円
8	所得割課税額 397,000円以上	28,000円	76,000円

※〇-1階層は、ひとり親世帯等の階層になります。

○ 2号認定（3歳～5歳）・3号認定（0歳～2歳） 保育標準時間

■保護者の就労や、病気療養等で、家庭での保育が困難な方が対象

■保育時間：7時30分～18時30分

■休園日：日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）

■利用者負担額

	階層区分	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	町民税非課税世帯	0円	0円
2-2	町民税非課税世帯	6,000円	6,000円
3-1	所得割課税額 48,600円未満	6,000円	6,000円
3-2	所得割課税額 48,600円未満	13,000円	13,000円
4-1	所得割課税額 77,101円未満	11,000円	11,000円
4-2	所得割課税額 97,000円未満	22,000円	22,000円
5	所得割課税額 169,000円未満	29,000円	33,000円
6	所得割課税額 301,000円未満	29,000円	49,000円
7	所得割課税額 397,000円未満	29,000円	60,000円
8	所得割課税額 397,000円以上	29,000円	78,000円

※〇—1階層は、ひとり親世帯等の階層になります。

2号・3号に共通

■減免（国）

* 2人以上のお子さんがある世帯の減免（第1階層・第2-1階層を除く）

（1）市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（第4階層の一部まで）
（兄弟姉妹の数は保護者が監護し生計が同一の子ども等）

・・・第2子は上記の表の月額「半額」、第3子以降は「無料」となります。

（2）第3-1階層・第4-1階層の世帯

（兄弟姉妹の数は保護者が監護し生計が同一の子ども等）

・・・第2子以降は「無料」となります。

（3）上記以外の世帯

（兄弟姉妹の数は保護者が監護する幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する子ども）

・・・第2子は上記の表の月額「半額」、第3子以降は「無料」となります。

■減免（大分県）

◇上記減免とは別に「大分こここ保育支援事業」による減免もあります◇

3号認定（0歳～2歳）で、戸籍上第2子の場合は国の減免適用後、さらに「半額」、第3子以降の場合は、「無料」となります。

※幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する兄弟姉妹のうちで上から数えて2番目かつ、戸籍上第2子の場合は「半額」の「半額」になります。（4分の1負担）

○ 保育料（利用者負担額）の算定方法について

お子さんの父母の市町村民税所得割合算額に応じて決定します。

4月～8月は平成28年度町民税額、9月～3月は平成29年度町民税額により算定します。（なお、父母の収入合計が103万円未満の場合は、同居する祖父母等のうち主たる生計の維持者の額により算定します。）

*市町村民税所得割合算額については、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額での算定となります。

*年度の途中で2歳（3号認定）から3歳（2号認定）になった場合でも、4月1日時点での年齢で保育料は算定となります。

*保育園・幼稚園・子ども園を欠席した場合でも、保育料は減額になりません。

（入院等で1か月以上の期間、通えない場合はご相談ください。）

*1号認定は春・夏・冬休み期間中も保育料を徴収いたします。（年間額を12月で割っているため）

○ 保育料の納付方法について

町内の園については毎月、園をとおして納付書をお配りいたします。

1号認定の8月分については、登園がないため、郵送にてお配りいたします。

町外の私立保育園については、郵送にて納付書をお配りいたします。

大分銀行・玖珠九重農協・飯田農協・郵便局の窓口、役場会計課窓口で納付できます。

口座振替を希望される方は子育て支援課もしくは税務課窓口までお問い合わせください。

九重町以外の、幼稚園・認定こども園・小規模保育事業を利用される方は、九重町が決定した保育料を施設にお支払いください。

わんぱくクラブやトワイライト保育の利用料、一時預かり保育料については、利用月の翌月、中旬頃に納付書をお送りします。（こちらは、口座振替ができません。また郵便局での納付書の取り扱いがないため、郵便局以外の金融機関でお願いします。）

期限内に納付がない場合、督促手数料や延滞金が発生しますので、期限内の納付をお願いします。

平成29年度 こども園一覧表

施設名	電話番号	受入できる年齢 (H29.4.2時点)
ここのえ飯田こども園	0973-73-3590	0歳～5歳 1号認定の3歳児も可
ここのえみつばこども園	0973-73-2555	0歳～5歳 1号認定の3歳児も可

※ 九重町には、上記の幼保連携型認定こども園が2園あります。

※ 0歳児は生後6か月頃からの受け入れ可能となります（お子さんの状況により変わります）。家庭の状況により、6か月よりも前に預けたい場合はご相談ください。

入園申込書の受付期間

平成29年度入所希望の方

平成28年11月21日（月）から12月22日（木）

上記期間以降は、入所を希望する月の3か月前から
前月の20日までに申込み書類を提出してください。

（例えば、10月入所希望者の場合は7月1日～9月20日の期間に提出）

お問い合わせは

九重町役場子育て支援課 TEL (76) 3828